乙B第14号証

平成２０年４月２３日

京都地方裁判所　御中

陳述書

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町４８８
京都市総合企画局プロジェクト推進室内
京都市総合企画局プロジェクト推進室担当課長
松　浦　　卓　也

１　経　歴

私は，平成２年に京都市に採用され，「私たちが担う次代の文化力　親子タウンミーティング　イン　京都」（以下「文化力ＴＭイン京都」とします。）が開催された平成１７年度は，京都市教育委員会事務局総務部総務課企画広報係長として，「文化力ＴＭイン京都」に関わっていました。現在は，京都市総合企画局プロジェクト推進室担当課長として勤務しています。

２　「文化力ＴＭイン京都」の話が市教委に入ったときから，延期になるまで

平成１７年７月１２日に京都市教育委員会（以下「市教委」とします。）の生涯学習部に内閣府の伊佐敷氏から「京都市内でタウンミーティングの開催を考えているが，適当な会場はあるか」との趣旨の電話がありました。電話を受けた生涯学習部職員から，当該電話に対してどのように対応したらいいか，という相談を私が受けました。そこで，私が「文化力ＴＭイン京都」について内閣府とやりとりをすることになりました。そして，伊佐敷氏が京都らしい会場を強く希望されていたので，調整の結果，元開智小を活用した京都市学校歴史博物館が会場として決定されました。

以後，私は京都市の窓口として，内閣府の窓口である伊佐敷氏と「文化力ＴＭイン京都」の調整を行うことになりました。「文化力ＴＭイン京都」について，伊佐敷氏以外の内閣府職員と調整したことはありません。

「文化力ＴＭイン京都」開催に関して，開催日程，登壇者や国側の出席者は誰か，会場をどこにするか，どのような児童・生徒の文化発表をするか等の重要な事項は，私の上司である総務課企画担当課長，総務課長，総務部長，教育次長又は教育長に適宜報告していましたが，内閣府とのやり取りについて逐一報告していたわけではありません。また，上司の役職が高くなるにつれて報告内容はより概括的なものとなっていました。

「文化力ＴＭイン京都」には，河合文化庁長官が出席されるということを知り，私は，「心の教育はいらない！市民会議」のメンバーが河合長官の講演を妨害した過去に鑑みて，本件タウンミーティングにおいては，警備上の何らかの対策が必要かもしれないと認識していました。そのため，私は，平成１７年８月１日，伊佐敷氏が会場の下見に来た際，「心の教育はいらない！市民会議」や河合長官の講演妨害について伝えました。このとき，「心の教育はいらない！市民会議」のホームページがあることも伝えました。

平成１７年８月１８日の「文化力ＴＭイン京都」開催にあわせ，市教委内部での周知を行いました。また，内閣府が作成した募集チラシ（兼申込書）を図書館などの市教委所管の公共施

設等に配置するとともに，会場周辺地区に重点周知をすることにしました。具体的には，会場である京都市学校歴史博物館を校区に含む京都市立洛央小学校，洛央小学校と校区を隣接し，生け花を披露することになった児童が通う京都市立高倉小学校の両校に，ＦＡＸか文書交換（文書を送達するために教育委員会・教育機関・学校の間で運行している車両による文書のやり取り）で募集チラシを送付して周知を依頼しました。乙Ｂ１０は，そのときに私が個人的に作成していたメモです。右上の日付けは，メモを作り始めた日付けで，随時メモの内容は更新していました。

「文化力ＴＭイン京都」開催の準備を進めていた平成１７年８月上旬，伊佐敷氏から，衆議院解散の見込みにより，「文化力ＴＭイン京都」は延期の可能性が高いとの連絡があり，公共施設での募集チラシの配置を中止しました。平成１７年８月中旬，内閣府は延期を正式に発表しました。

３　延期決定後から，実施時まで

平成１７年９月中旬，内閣府から，延期された「文化力ＴＭイン京都」について，内閣改造の時期によるが，早ければ平成１７年１０月にも実施したいとの連絡がありました。平成１７年１１月７日には，「文化力ＴＭイン京都」の平成１７年１１月２７日開催が決定しました。

(1)　応募状況がわかるものの要請

平成１７年１０月頃に私は，応募者数，応募者の居住行政区等の大まかな住所等の単に「応募状況のわかるもの」を求めましたら，内閣府が応募者リストを送付してきました。「応募状況のわかるもの」を求めた理由は，一度延期になったタウンミーティングのときの周知に加えて，追加の周知が必要かどうかを判断するためでした。届いたリストを見て，高倉小学校区からの応募は数件あったものの，洛央小学校区からはほとんどなく，重点周知の効果があまりなかったことを確認しました。そのため，延期後の「文化力ＴＭイン京都」の周知の際には，会場のある地域及び会場に近い地域として，京都市上京区・中京区・下京区・東山区の４行政区の京都市立の小・中学校，高校に拡大し，内閣府からこれらの学校に周知ビラが配布されるように手配しました。

私は，決して，蒔田氏らが応募していないかチェックするために応募者リストを要請したわけではありません。

(2)　文化芸術活動発表の手配，参加要望

「文化力ＴＭイン京都」を開催するにあたって，当初から私は，何か京都らしい取組にならないか，と考えていました。総務課内や上司との協議の中で，子どもたちが取り組んでいる文化芸術活動を発表するのが良いだろう，ということになりました。そこで，私は，子どもたちによる文化芸術活動の発表の実現に向けて取り組みました。平成１７年８月段階では，会場の地元である開智学区による「開智童心太鼓」，小野地域による「はねず踊り」，二条城北小学校によるお茶，高倉小学校によるお花を考えていました。

「文化力ＴＭイン京都」が１１月に延期になったことで，再度調整した結果，開智学区による開智童心太鼓，朱雀第三小学校による壬生六斎念仏，高倉小学校によるお花，二条城北

小学校・仁和小学校・塔南高等学校の３校によるお茶となりました。

開智童心太鼓については，開智童心太鼓の指導者が，出演する子どもや保護者，他の指導者の参加申込みを取りまとめられ，学校歴史博物館を通じて私に提出しました。私は，それらの参加申込書を申込受付先（乙Ｂ１１の右下にある申込先），これは内閣府の事業の受託業者だと思いますが，そこにＦＡＸで送信しました。文化活動関連で私が内閣府に参加申込書を送付したのは，開智童心太鼓の分だけです。応募者リストに「高倉小（お花）」とあるのは，直接，申込受付先に申込みをしていた，高倉小学校に関係する人やお花関係者について，内閣府から高倉小の児童がお茶を発表することを聞いた申込受付先で付記されたものと思われます。

開智童心太鼓，壬生六斎念仏の関係者から，会場での発表後も会場に残って，「文化力ＴＭイン京都」に参加したいという要望がありました。また，お花の関係者からも同様の要望がありました。私と伊佐敷氏との間でも，文化芸術活動を発表する子どもたちが「文化力ＴＭイン京都」に参加することは，「文化力ＴＭイン京都」の趣旨に合致するので，「文化力ＴＭイン京都」に参加できるようにしようという話をしていました。そこで，私は，伊佐敷氏に開智童心太鼓，壬生六斎念仏，お花の関係者が「文化力ＴＭイン京都」に参加できるようにお願いしました。お花関係者については，１１月２２日以降に，「文化力ＴＭイン京都」に「参加せずに帰ることにしたい」という申出を受けましたので，内閣府に，お花関係者は「文化力ＴＭイン京都」に参加しないことを伝えました。

また，お茶の関係者は，当初から，お茶を披露した後は，「文化力ＴＭイン京都」に参加しないということでした。

なお，平成１７年１０月２４日，京都市教育委員会から内閣府に対する「タウンミーティング応募書類・企画書」を提出しました。これは，事実上，「共催願」にあたるものです。「文化力ＴＭイン京都」において，お茶やお花等の市教委の独自の取組みを行うタウンミーティングということで，市教委も共催者となりました。お茶やお花を行うためのテント設置などの市教委独自の取組については，京都市の予算で行いました。

(3)　蒔田，朴両氏に関する情報提供

私は，伊佐敷氏から送られてきた応募者リストを見ていますと，応募者の中に蒔田氏と朴氏の名前があることに気づきました。蒔田氏や「心の教育はいらない！市民会議」は，京都市教育委員会の活動や行事に対する種々の抗議行動などを行っていましたので，私も蒔田氏のことは知っていました。また，朴氏のことは蒔田氏と夫婦であり，著作物があることも知っていました。

そこで，私は，過去に河合長官の講演が妨害されたことに鑑み，警備上の配慮が必要と思い，「京都市教育委員会主催の過去の事業において，会場内でプラカードを掲げ，指名されなくても大声を発するなどの行為におよび，会場が混乱したため，京都市職員により排除され，その後，警察の事情聴取を受けた団体があるが，蒔田氏はこの団体の関係者である」という趣旨のことと，蒔田氏と朴氏は以前，夫婦であったが，現在も夫婦であるかはわからない旨も伊佐敷氏に伝えました。「現在も夫婦であるかわからない」旨を伊佐敷氏に伝えたのは，私が蒔田氏と朴氏が夫婦であるということを知ったのは，伊佐敷氏に朴氏に関する話を

したときよりも前のことでしたので，伊佐敷氏に朴氏に関する話をした時点においてまでも朴氏が蒔田氏の夫であるかどうかは知らなかったからです。

私は，決して，蒔田氏が，プラカードを掲げたり，警察官を関与させることになった者であったり，「河合長官の出席したイベントでの騒ぎの中心人物である」とは伝えていません。

私が伝えた内容について，京都市と国との間に事実認識に違いがあるのは，内閣府の担当者が私の伝えた内容を取り違えたからと思われます。また，内閣府の文書の中に朴氏が蒔田氏の「元夫」とあるのは，応募者リストの中での二人の住所が異なっていたことから，現在は婚姻していないと内閣府が判断したからと考えています。

私は，蒔田氏，朴氏に関することを伊佐敷氏に伝えましたが，二人を「文化力ＴＭイン京都」に参加させないように要請したことはありません。また，これまで種々の抗議活動をされていた蒔田氏が市教委の事業・イベントに参加できないようにしたこともありません。ましてや，原告が主張するような「応募者が多くて抽選となった場合には，会場内で抗議活動等トラブルを起こす可能性のある蒔田さんと朴さんを落選することとしたい」ということを内閣府の担当者に伝えたことは一切ありません。

原告らは，松本氏も「「心の教育」はいらない！市民会議」のメンバーであり，市教委への申入れのときに名乗っていたと主張しています。しかし，「「心の教育」はいらない！市民会議」の申入れなどに対応していたのは，私ではなく，企画労務係長でしたし，松本氏についての話を聞いていませんでしたので，松本氏が「「心の教育」はいらない！市民会議」のメンバーであることはこの訴訟が起こってから知りました。したがいまして，私は，松本氏に関して，内閣府に対して話をしたことは一切ありません。

原告は，「２人の個人情報を収集・保存していた」と主張していますが，私が，２人の個人情報を収集・保存していたわけでもないですし，市教委として組織的に２人の個人情報を収集・保存していませんし，ましてや，そのようなことを行う部署もありません。

２人の情報，とりわけ，蒔田氏については，市教委にたびたび抗議活動を行われていたことから抗議活動に対応した職員やその所属の職員の間で有名であることから，私が知るに至ったものです。

また，伊佐敷氏に対して，心の教育はいらない！市民会議のことや蒔田氏，朴氏に関する情報を伝えたことは，私の判断で行ったことであり，上司に対しても何ら，相談，報告していませんでした。

(4) 市教委職員の取扱い

「文化力ＴＭイン京都」を開催するにあたって，市教委職員からも多数の参加希望がありました。しかし，私は，「文化力ＴＭイン京都」が市教委の共催事業であるため，市教委職員の応募より一般市民の応募を優先しなければならないと考えていました。そのため，市教委職員から参加希望を聞いたときは，「応募者が定員に満たなければ申込みの対象とするが，定員を超える場合は，市教委職員より一般参加者を優先する」ということを職員に伝え，二次的な参加申込みになるということを了承してもらったうえで，市教委職員の参加申込みを取りまとめていました。申込締切前にも一度，市教委職員の参加申込みをまとめて申込受付先に送っていましたが，申込締切日である，平成１７年１１月２２日頃にも新たに，市教委

職員の参加申込みをまとめてＦＡＸで申込受付先に送りました。ちなみに，申込締切日は，郵送による申込への配慮のために１日延長することを内閣府にお願いしていました。平成１７年１１月２２日頃に申込受付先に市教委職員の申込みを送付したときには，多数の申込者がいることは聞いていましたが，当選者の内，来場見込者の割合を内閣府がどのように算定されるかがわからなかったので，念のため市教委職員の参加申込みも送付しました。

市教委職員の参加申込みは，二次的な応募であることは事前に伊佐敷氏に伝えていました。

また，基本的には，私に対して市教委職員の参加申込みがされていましたが，私を介さず，直接申込受付先に参加申込みをしていた市教委職員もいました。伊佐敷氏から送られていたリストを応募締切り直前に見ていて，個別に参加申込みをしている市教委職員がいることを知りました。そこで，私は，当該職員に対して，「市教委職員より一般参加者の申込みが優先であり，市教委職員の参加申込みは二次的なものである」旨を伝えました。私の説明を受けた当該職員は，二次的な参加申込みとなることを了承しました。そして，国に対しても，「１０２６は二次的な参加申込みである」旨を伝えました。そのため，１０２６の末尾番号が，落選番号である「５」，「７」，「９」でないにもかかわらず，当選者リストに入っていないのだと思います。

最終的に市教委職員以外の申込者が内閣府の求める数を超えたこと，また，開智童心太鼓の等の文化芸術発表者とその関係者は参加できることを聞いたため，私は，二次的応募者であった市教委職員は，申込者に入らず参加しないため，落選通知を送る必要はないということと，関係者として参加できるよう求めていた開智童心太鼓の関係者には参加証を送る必要はないという旨を伊佐敷氏に伝えました。開智童心太鼓をはじめ，イベントの関係者が本件タウンミーティングにも参加できるようにするということは，市教委と内閣府の事前了承事項でもありました。

(5) 発言内容の把握

事前に発言希望者とその発言内容について把握していましたが，発言内容について依頼したことはありません。

内閣府との協議から，議論活発化のため口火を切って発言する人があった方がよいという認識を持ちました。そこで，可能であれば５人程度の発言希望者を事前に把握して，内閣府に報告することとなりました。

結局，発言希望者を１０人程度把握しましたが，発言内容を事前に把握したのは５名で，そのうち４名が子どもで，１名が保護者でした。

具体的には，参加意向を持っていた子どもたちが，学校の教員に対して，「文化力ＴＭイン京都」で発言したい内容を伝え，学校から学校指導課を経て，私に伝わったことによって，私は子どもの発言内容を事前に把握するに至りました。また，発言内容を事前に把握した保護者は，みやこ子ども土曜塾（市教委が市民ボランティアらと連携して，土曜日をはじめ学校休業日に子どもたちに対して茶道，華道，野外活動などの学習，体験活動を提供する取組）で，市教委職員に対して，「文化力ＴＭイン京都」で発言したい内容を申し出た事から，当該保護者の発言内容を事前に把握するに至りました。その発言内容の概要をまとめたものが甲９です。

甲９に記載されている５つのほとんどは，子どもが自分で発言希望内容をまとめたメモが私に届いたものです。市教委が事前に子どもたちと話合い，発言内容についてなんらかのアドバイスを行ったことはありません。ちなみに，甲９の３番目の文章の内容は，京都市立銅駝美術工芸高等学校の男子生徒のものです。

当日，発言希望者５名のうち，４名は発言しましたが，１名は，会場で指名されず発言しませんでした。

(6) メールに付記された「当選」等について

「松浦様よりご送付」，「松浦様経由」というのは私がつけたものではありませんので，正確なことはわかりませんが，市教委に届いた本件タウンミーティングの申込書等を，私が申込受付先にＦＡＸした申込者に「松浦様よりご送付」，「松浦様経由」と付記されていると思われます。例えば，開智童心太鼓関係者の申込は，その関係者が参加申込用紙をとりまとめて，会場の学校歴史博物館に渡し，その後私に届き，それらの申込用紙を私が申込受付先にＦＡＸしました。

ただし，リストの「松浦様よりご送付」「松浦様経由」が多すぎると思っています。例えば，１１月２１日の申込分，12 件のうち，「松浦様経由」が９件あります。しかし，私は，１１年２１日にこんなに多くの参加申込みを申込受付先に送信した覚えはありません。１１月２２日にリストを見たとき，「受託業者の誤記が多い」と感じていたことを記憶しています。

私は，平成１７年１１月２２日当日，他の業務で非常に多忙であったことから，「教委ダミー」，「一応当選に」，「当選」との付記を誰が行ったかについての記憶がありません。

ただし，「教委ダミー」と付記された申込者は，全て京都市教育委員会職員であり，二次的な名簿として内閣府に伝えていた者と同一です。抽選の対象とならず，「文化力ＴＭイン京都」に参加していない者です。また，「当選」と付記されていた者のほとんどは，開智童心太鼓の関係者からの参加希望に基づき，当日参加できることが内閣府との事前了承事項であった者または京都市上京区・中京区・下京区・東山区の重点周知地区の方で内閣府に参加できるよう配慮をお願いしていた者です。

いずれにしても当選者の決定は，内閣府の権限に基づき行われており，京都市は，権限を有しておらず，開智童心太鼓の関係者等の参加希望を内閣府に伝えただけです。実際，京都市には，抽選後の当選者リストは届いていません。

４ 内閣府とのやりとり

平成１９年２月８日の内閣府のヒアリングにおいて，私が送付したメールに添付されていたエクセルファイルについて，私は，「文書として残っておらず，また，メールの保存期間が過ぎているため抹消されている」旨を述べました。ところが，実際は，発信したメールについての保存期間は，受信したメールの保存期間よりもはるかに長かったので，このヒアリングでの説明は，私の誤解に基づくものになってしまいました。ヒアリングの後日，私は，発信したメールについての保存期間と，受信したメールの保存期間が同じであるということは誤解であると気付き，再確認したところ，発信したメールに添付されていたエクセルファイルが保存され

ていることが判明しました。そのため，２月２１日に内閣府の加納氏が来られた際に，当該エクセルファイルをプリントアウトしたものを持参しました。内閣府のヒアリングにおいて，私の説明が変わったのは，このような事情ですから，私は，説明を合理的理由なく変遷させていたわけではありません。

また，私は，伊佐敷氏とのメールのやり取りをしていたのは内閣府ヒアリング時から１年以上も前でしたので，ほとんど記憶がありませんでした。そこで，内閣府とのヒアリングにおいては「記憶がない」と答弁したのであり，原告が主張するような虚偽の答弁をしたわけではありません。

内閣府のヒアリングにおいて，私は，蒔田氏が「会場内でプラカードを掲げた」本人であるとは言っていません。蒔田氏が関係する団体の説明として，河合長官の講演でのトラブルについて伝えたに過ぎません。乙Ａ２１には，「蒔田氏も含めて退出させて別室に移動し，警察の事情聴取を受けさせた，これらのことについて端的に伊佐敷氏に伝えた」とあります。しかし，私は，加納氏，二之宮氏らによるヒアリングにおいてもこのようなことは言っていませんので，報告書の内容は不正確であると考えています。

また，平成１８年１２月１１日の面談時に政府調査報告書予定文書を内閣府が示し，内容の確認を求められましたが，１分程度の極めて短時間の中で確認を求められ，また，コピーをとることもできませんでしたので，私は，大まかな話として文案を認めました。

平成１９年２月２７日に調査報告書が発表されましたが，その際，１２月１１日の面談時に同席した私の上司（市田総務課長（当時））は「面談時の内容から少し変わっているようだ」と話していました。以上のことから，報告書の内容は，杜撰な確認に基づく不正確なものであったと考えています。

以上